

「長浜屋台街の魅力発信及び長浜エリアのにぎわい創出業務委託」に関する質問と回答

2026年10月13日

NO.	質 問		回 答
	項 目	内 容	
1	「仕様書（企画提案時）」 P.2 4 業務内容 （2）長浜屋台街の魅力発信 ②実施条件、 別図イルミネーション設置現場	イルミネーション（設置物）に文字を入れる場合、屋外広告物の対象になりますでしょうか。	「仕様書（企画提案時）」P.2（4業務内容（2）長浜屋台街の魅力発信②実施条件）に記載のとおり、イルミネーションに文字を含む場合は、屋外広告物に該当します。
2		別図に示された設置検討範囲のフェンス上に現在掲示されている「長浜屋台街」「長浜市場通り」等の既存パネルについて、点灯期間中の取り外し、あるいはパネル上に被せる形でイルミネーション装飾を設置することは可能でしょうか。	「長浜屋台街」の既存パネルは本市屋台課が設置したものであるため、点灯期間中の一時的な取り外し又はパネルを覆う形での装飾は可能です。 「長浜市場通り」の既存パネルは設置者が異なるため、取り外し又はパネルを覆う形での装飾を行う場合は、受託者決定後、設置者との協議により決定します。
3		イルミネーションの電源の場所について、屋台付近にあるトイレから使用してもよろしいでしょうか。不可の場合、どの位置から電源をとればよろしいでしょうか。	イルミネーションに使用する電源は、「仕様書（企画提案時）」別図に示す電気BOXのうち、空き区画側の分岐回路（受電方式：単相2線式、分岐15A）、ソーラー型照明その他の方法による確保を想定しています。具体的な方法は、装飾内容や安全性等を踏まえ、ご提案ください。
4		「点灯期間：12月8日から12月27日までの20日間を基本」「点灯時間：原則18時から24時」とありますが、企画提案において効果を高める目的で、点灯開始日・終了日や点灯時間の微調整（例：年末までの延長や特定日の時間変更等）を提案することは可能でしょうか。	点灯開始日は、関係機関との調整に要する期間を考慮し、12月8日とします。 一方で、終了日及び点灯時間の調整については、提案することは可能です。具体的な点灯期間及び点灯時間については、提案内容、維持管理及び緊急時の対応体制等を踏まえ、受託者決定後、関係者との協議により決定します。
5		設置検討範囲（約61m×約1.4m）について、演出効果や予算配分の観点から、必ずしも61m全面を使用せず、特定の区間やポイントに絞った設置計画とすることは可能でしょうか。	可能です。具体的な設置範囲は、演出効果や安全性等を踏まえ、ご提案ください。
6	「仕様書（企画提案時）」 P.2 4 業務内容 （2）長浜屋台街の魅力発信 ③実施業務	点灯期間中の不具合や不点灯に対する維持管理において、現地での定期巡回頻度や緊急時の現地駆けつけ時間（〇時間以内等）について、本市として求められる具体的な基準や指定はございますか。	現地での定期巡回や緊急時の現地駆けつけ時間について、一律の基準は設けていませんが、歩行者の安全や施設の利用に支障を及ぼさないように、適切な管理運営体制の構築を想定し、提案をお願いします。 なお、荒天後その他必要がある場合は、臨時に点検を行うものとします。また、落下、漏電、破損等により、歩行者の安全や施設の利用に支障を及ぼすおそれがある場合は、直ちに本市へ連絡するとともに、速やかに安全確保その他必要な対応を行うものとします。 具体的な連絡体制、対応方法及び現地対応までの目安時間については、提案内容を踏まえ、受託者決定後、本市と協議のうえ決定します。
7	「仕様書（企画提案時）」 P.1、3 4 業務内容 （2）長浜屋台街の魅力発信 （3）長浜屋台街と「うおぎ」との連携による誘客企画	本業務のプロモーションを展開するにあたり、福岡市が所有・管理する広報枠（駅構内POP、市関連施設のポスター枠、街頭ビジョン等）を無償または優先的に使用することは可能でしょうか。	福岡市が所有・管理する広報枠については、各広報枠の使用条件等により、無償で利用できる場合があります。ただし、実際の使用は、各広報枠の空き状況、抽選その他の使用条件によるため、現時点で使用を確約するものではありません。また、優先的な使用を保証するものではありません。
8		屋台課や他局/他課が運用されている公式広報ツール（LINE公式アカウント、市公式シティガイド「よかなび」、SNS等）を通じた情報発信や通知配信について、受託事業者の提案内容に応じてご協力いただくことは可能でしょうか。	可能です。具体的な発信媒体、内容、時期及び回数等については、各媒体の運用方針や掲載状況等を踏まえ、受託者決定後、本市と協議のうえ決定します。 なお、掲載に必要な記事、画像その他の素材の作成及び準備は、受託者が行うものとします。

「長浜屋台街の魅力発信及び長浜エリアのにぎわい創出業務委託」に関する質問と回答

2026年10月13日

NO.	質 問		回 答
	項 目	内 容	
9	「仕様書（企画提案時）」 P.3 4 業務内容 （3）長浜屋台街と「うおざ」との連携による誘客企画	屋台店舗でのメニュー開発/提供や卓上POPの設置などの連携は可能でしょうか。	屋台でのメニュー開発・提供や卓上POPの設置等を含む連携企画を提案することは可能です。 なお、＜屋台営業における食品衛生＞のとおり、食品衛生上、屋台で提供できる料理や調理方法には制限があります。具体的な実施内容については、受託者決定後、本市、受託者、屋台営業者と協議のうえ決定します。 ＜屋台営業における食品衛生＞ （1）提供できる食品 ・簡易な調理加工により提供できる食品で、提供する直前に十分に加熱されたもの （例）焼物、揚げ物、煮物、蒸し物、めん類 など ・取扱品目数は施設の規模に応じた衛生上支障がない範囲 *調理場の広さやクーラーボックスの容量等を考慮してメニューを考えてください。 *テイクアウト、デリバリー等はできません。 （2）提供できない食品 生ものや中心まで十分に加熱されていない食品（提供した場合は、営業停止処分） （例）刺身、たたき、トマトスライス、酢物、あえもの、サラダ類、板わさ、たこわさ など *「炙り」「たたき」は中心まで十分に加熱されていないため、屋台での提供はできません。 （3）屋台での作業 飲料の注ぎ分けを含む調理、盛り付け、食器洗浄等は、屋台の調理場内で行う必要があります。（屋台の調理場外で調理等はできません。） （4）食肉類、魚介類の下処理 食中毒菌による二次汚染防止のため、食肉、鮮魚のカット、焼き鳥の串刺し等は、屋台内では行えません。固定店舗等の屋内施設（給排水、流し、手洗い設備、冷蔵設備等を備えた衛生的な環境の仕込み場所）で行ってください。
10		1月以降の「うおざ」連携企画において、うおざ施設内でのポスター/POPの設置や、チラシ等の配架、ノベルティの引き換え拠点の設置などは可能でしょうか。	「うおざ」施設内でのポスター・POPの設置、チラシ等の配架、ノベルティの引換拠点の設置等を含む連携企画を提案することは可能です。具体的な実施の可否、実施方法及び役割分担等については、受託者決定後、本市、受託者、「うおざ」その他の関係者と協議のうえ決定します。
11	「企画提案書作成要領」P.1 1 作成上のルール (2) 形式	提案書仕様が縦書きとなっておりますが、プレゼン時の資料も同じ資料を使用してのプレゼンとなりますでしょうか。または別資料を用意してのプレゼンとなりますか。	プレゼンテーション審査では、事前に提出された企画提案書を使用して説明していただきます。別資料を追加して使用することはできません。なお、企画提案書作成要領1（2）に記載のとおり、図表、イルミネーションの完成イメージ、配置図等については、必要に応じてA4判横向きとすることも可能です。